

(平成26年1月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月
② 昭和52年9月
③ 昭和54年5月

私は、会社を退職するたびに区役所へ行って国民年金の手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持している黄土色の国民年金手帳の検認記録欄には、当該期間を含む昭和38年4月から41年4月までの期間に検認印が押されているほか、「38.9～39.9まで13ヶ月分は無資格期間のため40.4～41.4までに充当した」と記載されていることから、当該事務処理において申立人と行政機関との間で行われたやり取りは不明であるが、申立期間①を含む38年9月から39年9月までの期間（13か月）が、厚生年金保険被保険者期間として把握されたことにより、国民年金の無資格期間として扱われた結果、当初は納付済みであった同期間の国民年金保険料を40年4月から41年4月までの13か月分の保険料として置き換えられたものと推認でき、後述の平成7年12月6日に行われた資格記録訂正時点まで申立期間①については、申立人は国民年金の被保険者としては管理されていなかったものである。

しかしながら、厚生年金保険及び国民年金の被保険者資格の得喪記録の確認・整理が行われる過程で、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が昭和39年10月1日ではなく同年9月26日であることが判明し、そのことにより、平成7年12月6日に国民年金の被保険者資格の取得日が昭和39年10月1日から同年9月26日に記録訂正された結果として1か月の未納期間が生じたものと考えられる。

以上のとおり、申立期間①は、制度上、国民年金の強制加入被保険者期間であり、当初、申立人は適正に保険料を納付していたにもかかわらず、行政機関によるその後の処

理により未納期間とされたことから、当該期間については納付済期間とする必要がある。

申立期間②及び③については、上記国民年金手帳の資格記録欄には、昭和51年10月1日の資格喪失日及び56年5月30日の資格取得日が記載されているが、申立期間②及び③に係る取得日及び喪失日の記載は無く、オンライン記録では、平成7年12月6日に当該期間に係る国民年金被保険者期間の記録が追加されていることが確認でき、当該追加時点までは、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

そのほか、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料の納付額に関する記憶も明確でないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東東京国民年金 事案 13885（事案 3666 及び 13494 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から51年4月までの期間及び同年7月から54年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から51年4月まで
② 昭和51年7月から54年7月まで

私は、20歳になり国民年金に強制加入となったため、国民年金保険料を郵便局で納付し、昭和54年8月に出国する際に国民年金の被保険者資格の喪失を行った覚えがあるため、これまでに2度申立てを行ったが、年金記録の訂正は認められなかった。今回、母及び姉が、私が申立期間の保険料を納付していたと証言してくれたので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、国民年金の加入手続の状況及び国民年金保険料の納付状況に関する記憶が明確でなく、保険料を納付していたとする郵便局は、当時、申立人が居住する市の保険料の収納を取り扱う指定金融機関ではなかった上、申立人が納付していたとする金額は当時の保険料額と一致しないこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年10月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないこと、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年3月18日付け及び24年10月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が申立期間の保険料を納付していたと申立人の母親及び姉が証言してくれたとして申立てを行っているが、母親及び姉の証言内容は年金記録確認A地方第三者委員会の判断を覆すまでのものとは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から54年3月まで
私は、昭和50年6月か7月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年6月又は7月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を毎月納付してきたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から54年5月23日に払い出されたと確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年11月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から51年11月まで
私の夫は、A市に居住していた昭和47年1月頃に私の国民年金の任意加入手続きを行い、国民年金保険料は付加保険料を含めて納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和51年12月9日に国民年金の任意加入手続きを行ったことにより払い出されていることが国民年金被保険者台帳及びB市が作成した国民年金被保険者名簿により確認でき、申立期間は、国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の付加保険料を含む保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の付加保険料を含む保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から63年6月まで

私は、昭和63年5月か6月頃に、自宅に来たA県かB市の職員に勧められて国民年金に加入した。後日、申立期間の国民年金保険料として46万円か48万円ぐらを一括してその職員に納付し、その後は、送付されてきた納付書で保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年5月又は6月頃に国民年金の加入手続きを行い、後日、申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の被保険者資格取得日のオンライン記録の入力日から、平成2年7月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかつたと考えられる上、同年同月時点では申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から55年3月まで

私は、昭和53年9月に区の出張所で転入届を提出した。その際、職員から国民年金に加入していないことを指摘されたので、国民年金の加入手続きを行い、同年同月からの国民年金保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月に国民年金の加入手続きを行い、同年同月からの国民年金保険料を定期的に納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から55年9月25日に払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 47 年 3 月までの期間、58 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 62 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 62 年 9 月

私の妻は、時期は定かでないが区役所で私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金受付処理簿及び申立人の国民年金手帳では申立人の最初の国民年金被保険者の資格取得日は申立期間①途中の昭和 45 年 8 月 1 日とされており、申立期間①のうち、当初被保険者期間とされていなかった当該資格取得日前の 44 年 6 月から 45 年 7 月までの期間は、平成 4 年 1 月 22 日に資格記録の訂正が行われたことにより被保険者期間とされたことがオンライン記録により確認できるが、当該記録訂正時点では当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和 47 年 3 月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では申立期間①のうち 45 年 8 月から 47 年 3 月までの保険料を納付することは可能であったと考えられるが、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料を遡って納付した覚えはないと述べているほか、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと述べているが、オンライン記録により、申立期間③直後の昭和 62 年 10 月の保険料の納付時期は夫婦で相違していることが確認できることから、夫婦の保険料の納付時

期は必ずしも一致していないと認められる上、夫婦共に 55 年 1 月から 61 年 12 月までの期間中に保険料の未納期間が散見される。

そのほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年3月まで

私は、昭和44年8月に転居した先で、すぐに国民年金の再加入手続を行い、郵送されてきた納付書により主に金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の大部分である婚姻した昭和44年11月以降の期間について、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付していたと述べているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、48年8月頃に払い出されたと推認でき、夫は、当該払出時点で納付することができる46年7月から48年3月までの保険料を過年度納付していることから、当該期間の保険料を定期的に納付しておらず、申立人の主張と符合しない。

また、申立期間は44か月に及んでおり、金融機関等が長期間にわたって申立人に係る保険料の収納事務処理を誤り続けたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料の納付頻度及び納付額に関する記憶が明確ではない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年6月までの期間及び同年11月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から37年6月まで
② 昭和37年11月から38年3月まで

私は、昭和38年4月から39年8月までの厚生年金保険被保険者期間中に国民年金保険料の未納通知が届いたため、申立期間の保険料を遡って一括納付したはずであり、当時の保険料は月額100円だったことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から昭和36年11月25日に払い出されたと確認でき、この払出簿の備考欄には、「不在」の記載とともに、申立人が38年4月から39年8月までの期間当時に居住していたと述べている市へ43年3月に転出した旨が記載されていることから、申立人が国民年金保険料を一括納付したとする上記期間当時、申立人は居所不明者として扱われており、申立人に対して保険料の納付を促す通知が届くことはなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得及び同喪失については、昭和62年6月と平成5年4月にそれぞれ記録訂正及び記録追加されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人が保険料を一括納付したとする上記期間当時は昭和36年4月から連続した未納期間であったと推認できるところ、申立人は、保険料の納付期間及び納付場所等の納付状況に関する記憶が明確ではない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年2月まで
私は、昭和53年4月に会社を退職してすぐに国民年金の加入手続を行い、定期的に区役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年4月18日に国民年金へ任意加入したことにより払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、会社を退職した昭和53年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人が申立期間当時居住していたとする区の国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名は見当たらないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から53年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、昭和54年に夫が病気になり自分の将来が不安になったため、営んでいた店に来ていた金融機関の職員を通じて申立期間を含む未納の国民年金保険料を遡って一括で納付し、その後は定期的に納付していた。今回、日本年金機構から送付された「年金記録の確認のお願い」で未納があることが分かったが、保険料は全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時から現在まで居住している区で2回払い出され、1回目に払い出された手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、昭和44年2月25日に払い出されたと確認できるが、当該払出簿の備考欄には「欠番」「誤適用」と記載されており、当該手帳記号番号により納付したことを示す記録を確認することはできない。

また、2回目に払い出された手帳記号番号は、当該記号番号後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和55年6月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点において申立人が申立期間を含む未納の国民年金保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付を利用すること等により遡って納付することとなるところ、申立人は、申立期間を含む未納保険料として40万から50万円ぐらいを遡って納付したと述べている。

しかしながら、附則4条納付者リスト（第3回特例納付を利用して保険料を納付した被保険者のリスト）によると、申立人は、昭和55年6月30日に99か月分の保険料を特例納付していることが確認できるものの、その期間は申立期間直前の37年1月から45年3月まで（99か月）であることがオンライン記録で確認できるほか、53年4月か

ら 55 年 3 月までの保険料を過年度納付しており、これらの特例納付及び過年度納付の合計額は申立人が主張する納付額とおおむね一致している上、申立人が遡って未納保険料を納付したのは 1 回だけであると主張していることを踏まえると、申立人が一括納付をしたのは申立期間直前及び直後の期間の保険料であったと推認される。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、遡って納付したとする保険料の納付月数の記憶が明確でないなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。